

各 位

2023年6月12日

豊田信用金庫

適格請求書発行事業者登録番号のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2023（令和5）年10月1日より消費税の「適格請求書等保存方式」（いわゆる「インボイス制度」）が導入される予定です。

つきましては、豊田信用金庫は適格請求書発行事業者として登録が完了しておりますので、下記の通り登録番号をご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

豊田信用金庫の適格請求書発行事業者登録番号

T4-1803-0500-5350

上記登録番号は、国税庁の「適格請求書発行事業者公表サイト」からもご確認いただけます。

（ご参考）インボイス制度の情報掲載サイトについて

インボイス制度につきましては、別紙の通り情報掲載サイトをまとめておりますので、そちらをご参照下さい。

以 上

本件に関するお問い合わせ先

豊田信用金庫 経営企画部

電話：0565-36-1376

インボイス制度に関する情報掲載サイト一覧

制度全般や説明会等の情報に関するご案内

【国税庁インボイス制度特設サイト】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

制度の概要をお知りになりたい方向けのコンテンツ

【YouTube国税庁動画チャンネル】

https://www.youtube.com/playlist?list=PLu9kixY0fBRIQFM6xcSFzcGmx_jc031qc

【国税庁免税事業者のみなさまへ 令和5年10月1日からインボイス制度が始まります！】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0022001-174.pdf>

制度の詳細をお知りになりたい方向けのコンテンツ

【国税庁消費税インボイス制度に関する改正について】

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/kaisei/202304/pdf/0023002-106.pdf>

【国税庁適格請求書等保存方式の概要インボイス制度の理解のために】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf>

【国税庁適格請求書等保存方式に関するQ&A】

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa_01.htm

制度に関する各種ご相談窓口

【国税庁インボイス制度に関わる各省庁等の相談窓口一覧】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0023002-076.pdf>

免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/d02.htm

中小企業等に向けた支援措置

【中小企業庁各種支援策のご案内】

https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/r4/r4_invoice.pdf

【中小企業・小規模事業者インボイス相談受付窓口】※免税事業者の方向け

<https://chusho-invoice.jp/>